

船舶事故調査報告書

平成28年12月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年7月24日 16時30分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町有川港和布取瀬 <small>ありかわ めとり</small> <small>ままこ</small> 継子瀬灯台から真方位208° 1,250m付近 （概位 北緯32°59.5′ 東経129°06.1′）
事故の概要	漁船80海燕 <small>かいえん</small> は、西進中、瀬に乗り揚げた。 80海燕は、船首部船底の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 80海燕、19トン NS2-23322（漁船登録番号）、エテルナ・ワコー株式会社 20.90m (Lr) × 4.90m × 1.98m、FRP ディーゼル機関、809.00kW、平成15年10月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 30歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年3月30日 免許証交付日 平成28年3月24日 （平成33年3月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首部船底に破口、右舷船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、新上五島町有川湾南西部の <small>えのきづ</small> 榎津港で乗組員1人を乗船させる目的で、同港に向けて長崎県佐世保市大崎の船だまりを発し、西進した。 本船は、佐世保市牛ヶ首灯台南西方沖を通過した頃、船長が甲板員と操船を交替して操舵室の後方で仮眠をとり、甲板員が新上五島町 <small>のあんじゅ</small> 野案中島の北方沖で変針して約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で有川湾を南西進し、継子瀬灯台付近で約6knに減速して手動操舵に切り換えた。 船長は、減速したことに気が付いて目を覚まし、新上五島町 <small>たけのこ</small> 竹ノ子島

	<p>付近で甲板員と操船を交替し、同じ速力で竹ノ子島と同島南方の黒瀬との中央に向けて西進中、平成28年7月24日16時30分ごろ突然衝撃を感じた。</p> <p>船長は、周囲を見て瀬に乗り揚げたことが分かったので、GPSプロッターと重畳表示させたレーダーを確認したところ、和布取瀬が表示されていることに気付いた。</p> <p>船長は、離礁を試みたものの離礁することができなかったので、漁場に向かっていた僚船の漁労長に携帯電話で本事故の発生を連絡して救援を求めた。</p> <p>本船は、僚船により浅瀬から引き出され、浸水がなく航行に支障がなかったため、自力で大崎の船だまりに戻ったのち造船所に上架された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、榎津港への入航が初めてであり、僚船の船長に注意点を尋ねたところ、竹ノ子島の周りに定置網があるので気を付けるよう助言を受けたので、他に注意すべき障害物はないと思い、海図で地形等を確認していなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、レーダー及びGPSプロッター共に0.5海里レンジで作動中であった。</p> <p>船長は、操船を交替した際、GPSプロッターを見たところ、竹ノ子島と黒瀬との間には何も表示されておらず、周囲を確認したところ竹ノ子島、黒瀬及び榎津港の防波堤が見え、前路に岩や白波が見えなかったため、竹ノ子島と黒瀬の中央を航行することとした。</p> <p>船長は、和布取瀬の存在を知らなかったため、レーダー画面をよく見ておらず、同瀬が表示されていることに気付かなかったのだろうと本事故後に思った。</p> <p>海図W223(奈摩湾及有川湾)によれば、和布取瀬は、高さ0.9mの干出岩である。</p> <p>甲板員は、船長と同様に榎津港への入航が初めてであり、和布取瀬の存在を知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、有川湾を西進中、船長が、和布取瀬の存在を知らなかったことから、同瀬に向けて航行し、同瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、初めて榎津港に入航するに当たり、僚船の船長から定置網に気を付けるようにと助言を受けたので、他に注意すべき障害物はないと思い、海図等で水路調査を行っていなかったことから、和布取瀬</p>

	の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、有川湾を西進中、船長が、和布取瀬の存在を知らなかったため、同瀬に向けて航行し、同瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海図等を用いて事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。 ・装備している航海計器を有効に活用すること。

付図1 事故発生経過概略図

